

軽自動車税環境性能割 税率区分 (R7. 4. 1～)

対 象 車			税率(%)	
			自家用	営業用
			R7.4～R8.3	R7.4～R8.3
電気軽自動車（燃料電池自動車を含む）			非課税	非課税
天然ガス軽自動車				
H30年排出ガス基準適合、または、H21年排出ガス基準値より10%以上NOxの排出量が少ない軽自動車				
ガソリン乗用車	「★★★★」 かつ	R12年度燃費基準 80%達成かつR2年度燃費基準達成車	1.0	0.5
		またはR2年度燃費基準 116%達成車（※1）		
		またはH22年度燃費基準 173%達成車（※2）		
		R12年度燃費基準 75%達成かつR2年度燃費基準達成車	2.0	1.0
		またはR2年度燃費基準 109%達成車（※1）		
		またはH22年度燃費基準 162%達成車（※2）		
		R12年度燃費基準 70%達成かつR2年度燃費基準達成車	2.0	2.0
		またはR2年度燃費基準 102%達成車（※1）		
またはH22年度燃費基準 151%達成車（※2）				
上記のいずれにも該当しないもの				
対 象 車			税率(%)	
			自家用	営業用
			R6.1～R8.3	R6.1～R8.3
ガソリントラック 【車両総重量 2.5t以下】	「★★★★」 かつ	R4年度燃費基準 105%達成車	非課税	非課税
		またはH22年度燃費基準 163%達成車（※2）		
		R4年度燃費基準 達成車	1.0	0.5
		またはH22年度燃費基準 155%達成車（※2）		
		R4年度燃費基準 95%達成車	2.0	1.0
		またはH22年度燃費基準 147%達成車（※2）		
上記のいずれにも該当しないもの			2.0	2.0

※「★★★★」とは、平成17年排出ガス基準75%低減または平成30年排出ガス基準50%低減車をいう。

※「★★★」とは、平成17年排出ガス基準50%低減または平成30年排出ガス基準25%低減車をいう。

※1「令和2年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。

※2「平成22年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。

※3「平成27年度燃費基準」については、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。